

災害時における被災者支援に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と山形県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第一条 この協定は、鶴岡市内で地震、風水害、雪害等の自然災害及び火災等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談等（以下「行政書士業務相談等」という。）を相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

（行政書士業務相談等）

第二条 この協定において「行政書士業務相談等」とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 災証明書申請書類に関する相談
- (2) 廃車手続、名義変更その他の自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の3第1項第4号に規定する相談全般

（要請）

第三条 甲は、災害時において被災者支援のため必要と認める場合は、乙に対して行政書士業務相談等の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、FAX等により要請し、後日速やかに当該書面を提出するものとする。

（行政書士の派遣）

第四条 乙は、要請を受けた場合は、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談等に従事する者を選定し、甲が指定する場所に派遣するものとする。

（業務相談場所の調整及び広報）

第五条 甲は、行政書士業務相談等を行う場所の調整及び支援活動の広報に努めるものとする。

（報告）

第六条 乙は、行政書士業務相談等を実施した場合において甲から報告を求められたときは、行政書士業務相談等の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用負担）

第七条 行政書士業務相談等は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

2 行政書士業務相談等の実施に必要な経費は、乙が負担するものとする。ただし、許認可申請等に添付する印紙代、県証紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

（損害への対応）

第八条 この協定に基づく行政書士業務及び相談を行う場合において、乙又は乙の会員に損害が生じたときは、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（連絡責任者）

第九条 甲及び乙は、この協定の履行に関する連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも、同様とする。

（有効期間）

第十条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1ヶ月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第十一条 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各者1通を保有する。

令和3年2月18日

甲 鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市

鶴岡市長

比川治
（印）

乙 山形市荒楯町一丁目7番8号

山形県行政書士会

会長

久宿修二
（印）

（印）